

平成 28 (2016) 年 4 月 15 日公表 (第 1 版)

平成 30 (2018) 年 4 月 13 日改訂 (第 2 版)

金融庁

金融システムの安定に資する総損失吸収力 (TLAC) に係る枠組み整備の方針について

先般発生した世界的な金融危機への反省を踏まえ、グローバルなシステム上重要な金融機関を迅速かつ秩序立って処理するための枠組みを整備する取り組みが、国際的に行われてきた。

かかる枠組みは、世界規模で活動している巨大金融機関が無秩序に破綻すれば、各国の金融・経済システムに極めて深刻な悪影響 (システムック・リスク) が生じることが予想されるために、これらを破綻させることができず、公的資金の注入によってかかる金融機関を救済せざるを得ないという、いわゆる「大きすぎて潰せない問題」 (too big to fail) を解決することを目的としている。

まず、2011 年 11 月、G20 カンヌ・サミットにおいて、金融安定理事会 (以下、「FSB」という。) から報告された『金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性』が、破綻処理制度の新たな国際基準として了承された。これは、破綻した場合にシステム上重要な影響を及ぼす可能性がある金融機関に対して、一定の要件を満たす破綻処理制度の適用を求めるものである。

さらに、2015 年 11 月、G20 アンタルヤ・サミットにおいて、FSB から報告された、グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIBs) に対して「総損失吸収力」 (TLAC) の確保を求める最終合意文書が了承された。

これを踏まえ、主要各国においては、金融機関の秩序ある処理に対応するための法制度の整備が行われるとともに、G-SIBs 等を対象にした損失吸収力規制が検討・公表されているところである。

金融庁としては、既に預金保険法の改正 (2013 年 6 月改正、2014 年 3 月施行) により「金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理の枠組み」を整備しているところであるが、その後の国際的な議論の深化も踏まえ、本邦における TLAC に係る枠組み整備の方針について、別紙のとおりその方向性を取りまとめたので、ここに公表するものである。

別紙の内容を踏まえて、今後更に検討を進めたうえで、所要の法令等の改正を行う予定である。

ただし、今後の国際的な議論の動向等によって、かかる枠組み整備の方針を変更する可能性がある点には十分留意されたい。

(別紙)

金融システムの安定に資する総損失吸収力 (TLAC) に係る枠組み整備の方針について

I. 総損失吸収力 (TLAC) とは

FSB による最終合意文書『グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則』(2015年11月)¹(以下、「TLAC 合意文書」という。)は、G-SIBs に対して予め十分な総損失吸収力 (Total Loss-absorbing Capacity) の確保を求めている。これは、万一 G-SIB が危機に陥った場合に、当該 G-SIB の株主・債権者に損失を負担させ、かつ資本の再構築を行うことにより、当該 G-SIB の重要な機能を維持したまま、納税者負担によらずにシステム・リスクを回避する秩序ある処理を行うことを目的としている。

具体的には、当該 G-SIB グループにおいて、当局が破綻処理権限を行使する対象となる会社(以下、「破綻処理対象会社」という。)が外部から調達した損失吸収力・資本再構築能力(以下、「損失吸収力等」という。)を予めグループ内部の主要な子会社に配賦しておき、当該子会社が破綻の危機に瀕していると関連当局が判断した際は、生じた損失を破綻処理対象会社に集約して処理する一方、当該子会社は通常どおり営業を継続することが想定されている。この場合、クロスボーダーでの処理が行われるときには、損失が生じた子会社が所在する国の当局(現地当局)と、損失の集約先である破綻処理対象会社が所在する国の当局(母国当局)との連携が重要である。

なお、TLAC 合意文書による規制は、バーゼル銀行監督委員会が過去に公表している金融機関に対する自己資本比率規制(『バーゼルⅢ：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み』(2010年12月公表、2011年6月改訂)、『規制資本の質を向上させるための改革の最終要素』(2011年1月公表)を含む。以下、総称して「バーゼル合意」という。)と一体をなすものとされている。

II. 母国当局としての金融庁の対応

1. 枠組み整備の手法

¹ <http://www.fsb.org/wp-content/uploads/TLAC-Principles-and-Term-Sheet-for-publication-final.pdf>

こうした規制枠組みを国内に導入するにあたっては、TLAC 合意文書がバーゼル合意と一体性を有することを踏まえ、主として、バーゼル合意に基づく金融機関の自己資本比率を定める告示（以下、「1柱告示」という。）の改正により実施する予定である。また、必要に応じ、所要の法令改正等も併せて行う方針である。

2. 本邦 TLAC 規制の対象となる金融機関

まず、TLAC 合意文書で求められているとおり、本邦 G-SIBs（FSB による選定を踏まえて金融庁が G-SIBs として指定した金融機関²をいう。以下同じ。）は本邦 TLAC 規制の対象とする。さらに、国際的に活動する金融機関グループに関しては、海外の子会社について破綻処理が開始された場合、当該子会社に生じた損失が母国である本邦の親会社に集約され、グループ全体の破綻につながるケースが考えられる。その際、本邦金融システムに特に重要な影響を与えることが想定される金融機関については、いわゆる「大きすぎて潰せない問題」(too big to fail) への対応の必要性が高いため、G-SIBs であるか否かに関わらず、破綻時の十分な損失吸収力の確保を求めるべきである。

したがって、我が国においては、本邦 G-SIBs に加え、本邦 D-SIBs（我が国の金融システムにおける重要性を踏まえて金融庁が D-SIBs として指定した金融機関をいう。以下同じ。）のうち、国際的な破綻処理対応の必要性が高く、かつ破綻の際に我が国の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関（以下、本邦 G-SIBs と総称して「本邦 TLAC 対象 SIBs」という。）を TLAC 規制の適用対象とする方針である。

具体的には、以下の各 TLAC 規制適用開始日において、以下の各金融機関グループを本邦 TLAC 対象 SIBs として選定し（当該時点において本邦 G-SIBs 又は本邦 D-SIBs であることを前提とする。）、それらの国内における破綻処理対象会社（以下、「国内処理対象会社」という。）を 1 柱告示に基づき以下のとおり指定の上、TLAC 規制の適用を開始する方針である（以下、これら現時点において本邦 TLAC 対象 SIBs として選定予定の 4 金融機関グループを総称して「4SIBs」という。）。

TLAC 規制適用開始日	本邦 TLAC 対象 SIBs	国内処理対象会社
2019 年 3 月 31 日	株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ及びその子会社等	株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

² 本文書第 2 版公表時点における本邦 G-SIBs 及び本邦 D-SIBs は以下のウェブサイトに記載のとおり。 <http://www.fsa.go.jp/news/27/20151204-4.html>

	株式会社三井住友フィナンシャルグループ及びその子会社等	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
	株式会社みずほフィナンシャルグループ及びその子会社等	株式会社みずほフィナンシャルグループ
2021年3月31日	野村ホールディングス株式会社及びその子会社等	野村ホールディングス株式会社

以下では、まず、4SIBs についての望ましい秩序ある処理戦略について述べたうえ、かかる処理戦略を実現するための TLAC を勘案した資金構造及び処理の具体例を示す。

3. 4SIBs についての望ましい秩序ある処理戦略：SPE アプローチ

システム上重要な金融機関の処理戦略としては、(i) 単一の当局が、金融グループの最上位に位置する持株会社等に対して破綻処理権限を行使することで、当該金融グループを一体として処理する方法（いわゆる SPE (Single Point of Entry) アプローチ）と、(ii) 複数の当局が、金融グループの各法人に対してそれぞれ破綻処理権限を行使することで、当該金融グループを構成する法人を個別に処理する方法（いわゆる MPE (Multiple Point of Entry) アプローチ）が国際的に検討されている（FSB『再建・破綻処理計画の策定に関するガイダンス』（2013年7月）等）。

金融庁としては、4SIBs の処理戦略は、金融グループの組織構造（グループ内の相互連関性や相互依存性を含む。）を踏まえた処理可能性を考慮し、いずれも、原則として SPE アプローチを選択することが望ましいと考えている。（注）

本邦 TLAC 対象 SIBs を SPE アプローチに基づき処理する場合、例えば以下のような流れが考えられる（詳細は4. (2)、イメージは参考図を参照）。

- ① 国内の子会社のうちシステム上の重要性を有するとして金融庁が別途指定した子会社又は海外の子会社のうち当該子会社が設立された法域の当局が当該法域における損失吸収力規制の対象として指定した子会社（子会社グループに属する会社を含む。以下、「主要子会社」と総称する。）で発生した損失を、国内処理対象会社（グループ最上位の持株会社であることが想定される。）が吸収する
- ② 内閣総理大臣が、主要子会社の損失を吸収した国内処理対象会社について、預金保険法に定める特定第二号措置に係る特定認定（同法第126条の2第1項第2号）及び特定管理を命ずる処分（同法第126条の5）を

行う（以下、かかる特定管理を命ずる処分を受けた国内処理対象会社を「破綻持株会社」という。）

- ③ 破綻持株会社が、システム上重要な取引に係る事業等（破綻持株会社が保有する主要子会社の株式を含む。以下同じ。）を、預金保険法に基づき特定承継金融機関等（同法第 126 条の 34 第 3 項）に譲渡する
- ④ 事業等を譲渡した後の破綻持株会社が法的倒産手続の下で処理される

（注）市場参加者に対する透明性を高め、破綻処理制度の信頼性を向上させるとともに、適時の破綻処理を可能とするためには、当局の望ましい破綻処理戦略を予め公表しておくことが有用である一方、実際にどのような処理を行うかについては、個別の事案毎に関係する当局が当該本邦 TLAC 対象 SIB の実態を考慮のうえで決定すべき問題である。したがって、SPE アプローチに基づき国内処理対象会社について特定第二号措置を講じる以外の処理として、内閣総理大臣が、預金保険法に基づき、国内処理対象会社について特定第一号措置に係る特定認定（預金保険法第 126 条の 2 第 1 項第 1 号）を行うことや、国内の主要子会社について特定第一号措置に係る特定認定又は第一号措置に係る認定（同法第 102 条第 1 項第 1 号）等を行うことがあり得る。

4. SPE アプローチを実現するための TLAC を勘案した資金構造及び処理の具体例

（1）SPE アプローチを実現するための資金構造

SPE アプローチを実効的に実現するためには、破綻処理対象会社及びそのグループ会社は、子会社に生じた損失を破綻処理対象会社が吸収した後、最終的に破綻処理対象会社の株主・債権者によって当該損失が吸収されることを可能とする資金調達・分配構造を、予め構築しておくことが必要である。以下では、本邦 TLAC 対象 SIBs に関し、SPE アプローチを実現するための（i）「外部 TLAC」の調達と（ii）「内部 TLAC」の分配について整理する。

（i）「外部 TLAC」の調達

TLAC 合意文書では、G-SIBs における破綻処理対象会社につき、損失吸収力等を有する「TLAC 適格商品」を一定水準以上確保することが求められている。

これを踏まえ、金融庁としても、本邦 TLAC 対象 SIBs の国内処理対象会社に対し、損失吸収力等を有すると認められる資本・負債の最低所要水準を満たすよう求める方針である（以下、かかる資本・負債を「外部 TLAC」という。）。

なお、TLAC 合意文書では、「TLAC 適格商品」の要件として、破綻処理時にお

ける元本削減又は資本転換に関し、「契約上の損失吸収事由」又は「当局に対しかかる権限を付与する法的な仕組み」のいずれかが求められているところ、金融庁としては、本邦にはかかる「法的な仕組み」が存在するため、国内処理対象会社が発行する社債等の債務³（以下、「社債等」という。）に係る契約に損失吸収事由が設けられていなくとも、その他の外部 TLAC 適格要件を満たす限り、当該社債等について外部 TLAC 適格性が認められると考えている。

また、金融庁は、4SIBs の国内処理対象会社に係る外部 TLAC の最低所要水準につき、下記のとおりとする方針である。

- ・株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
- ・株式会社三井住友フィナンシャルグループ
- ・株式会社みずほフィナンシャルグループ

いずれも、2019 年 3 月 31 日⁴以降においてはリスク・アセット⁵の 16%及びレバレッジエクスポージャー⁶の 6%、2022 年 3 月 31 日以降においてはリスク・アセットの 18%及びレバレッジエクスポージャーの 6.75%。

- ・野村ホールディングス株式会社

2021 年 3 月 31 日以降においてはリスク・アセットの 16%及びレバレッジエクスポージャーの 6%、2024 年 3 月 31 日以降においてはリスク・アセットの 18%及びレバレッジエクスポージャーの 6.75%。

なお、TLAC 合意文書では、一定の要件⁷を満たす、業界による事前積立が存在する場合、一定額を外部 TLAC として算入することが可能とされているところ、我が国の預金保険制度はこの要件を満たすものであるため、金融庁としては、TLAC 合意文書を踏まえ、4SIBs の国内処理対象会社に対して、外部 TLAC の最低所要水準がリスク・アセットの 16%及びレバレッジエクスポージャーの 6%である場合においてはリスク・アセットの 2.5%相当分、外部 TLAC 所要の最低所

³ 国内処理対象会社による借入れも含まれる。

⁴ TLAC 合意文書では 1 月 1 日時点で基準を満たすことが求められているが、我が国の金融機関で現在一般的に採用されている事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを指すことに鑑み、金融庁としては、従前のバーゼル合意の国内実施と同様に、当該年の 3 月 31 日時点で基準を満たすことを求めることとする。以下同様。

⁵ 1 柱告示における、信用リスク・アセットの額の合計額、マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額を合計した額に相当する額をいう。以下同じ。

⁶ バーゼル合意に基づく金融機関のレバレッジ比率を定める告示における総エクスポージャーの額に相当する額をいう。以下同じ。

⁷ TLAC 合意文書中のタームシート（以下、「TLAC タームシート」という。）セクション 7 を参照。

要水準がリスク・アセットの 18%及びレバレッジエクスポージャーの 6.75%である場合においてはリスク・アセットの 3.5%相当分を外部 TLAC として算入することを認める方針である⁸。

(ii) 「内部 TLAC」の分配

さらに、TLAC 合意文書⁹では、破綻処理対象会社につき、(i) で確保した損失吸収力等を、当該 G-SIB において一定の要件¹⁰を満たす主要な子会社（子会社グループを含む。）に対し、その規模等に応じて分配することが求められている。

分配対象となる子会社については、TLAC 合意文書では、原則として破綻処理対象会社の属する法域外において設立された子会社から選定されることとされているが、これに加えて、破綻処理対象会社を管轄する各国当局が国内の子会社に対しても同様の損失吸収力等の分配を求めることが認められている。このため、金融庁としては、4SIBs につき、TLAC 合意文書に定める選定基準も踏まえつつ、国内に所在する子会社を主要子会社として選定し、国内の主要子会社が調達する、損失吸収力等を有すると認められる資本・負債を一定の水準以上引き受けるよう、国内処理対象会社に対して求める¹¹方針である（以下、かかる資本・負債を「内部 TLAC」という。）。

(2) TLAC を利用した秩序ある処理の具体例

3. に示した例に従った場合、4SIBs の処理の詳細は以下のとおりとなること
が想定される。

⁸ したがって、4SIBs の国内処理対象会社に係る外部 TLAC への算入可能額は下表のとおりとなる。

	リスク・アセット の 2.5%分	リスク・アセット の 3.5%分
株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 株式会社みずほフィナンシャルグループ	2019年3月31日か ら 2022年3月30 日まで	2022年3月31日以 降
野村ホールディングス株式会社	2021年3月31日か ら 2024年3月30 日まで	2024年3月31日以 降

⁹ 内部 TLAC については、FSB が『グローバルなシステム上重要な銀行の内部総損失吸収力に係る指導原則』（2017年7月）を公表している。<http://www.fsb.org/wp-content/uploads/P060717-1.pdf>

¹⁰ TLAC タームシートセクション 17 を参照。

¹¹ 海外の主要子会社については、当該子会社が設立された法域の当局が別途適格要件や所要水準等を定めることが想定される。

① 国内処理対象会社による主要子会社の損失吸収

4SIBs の秩序ある処理を実行する場合、損失が発生した主要子会社に分配されている内部 TLAC について、当局の関与の下、国内処理対象会社が当該主要子会社の損失を吸収することを目的とする措置が講ぜられる。

② 内閣総理大臣による特定認定¹²

①の場合において、主要子会社から損失を吸収した国内処理対象会社が預金保険法に規定する特定第二号措置の適用要件を満たす場合には、当該国内処理対象会社に対して、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣により特定第二号措置に係る特定認定及び特定管理を命ずる処分が行われる。

この場合、破綻持株会社が発行済みのその他 Tier1 資本調達手段¹³・Tier2 資本調達手段（いずれもバーゼルⅢ適格であるものに限る。）について、当該資本調達手段の条件（社債要項等）に従い、破綻持株会社の他の負債（外部 TLAC 適格性を有する社債等を含む。）に先立ち、元本の削減等（元本の削減又は普通株式への転換をいう。以下同じ。）が行われる¹⁴。

また、破綻持株会社の業務に係る動産又は債権のうち、下記③において特定承継金融機関等に対して譲渡されるもの（内閣総理大臣が指定するものに限る。）は差押えが禁止される（預金保険法第 126 条の 16）。

③ 事業等の譲渡

特定認定を受けた破綻持株会社は、内閣総理大臣による特定事業譲受け等を

¹² 当該処理については、市場の混乱を避けるため、休業日である週末にかけて迅速に実施することを想定している。

¹³ 本邦 TLAC 対象 SIBs が 2013 年 3 月 31 日以降に国内処理対象会社から発行した負債性のその他 Tier1 資本調達手段については、1 柱告示に従って算出される国内処理対象会社の連結普通株式等 Tier1 比率が 5.125%を下回った場合にも、元本の全部又は一部について元本の削減等が実施される。

¹⁴ バーゼル合意では、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段について、元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるとき（実質破綻認定時）に元本の削減等がなされることが求められている。本邦では、国内処理対象会社については、実質破綻認定時は特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定が行われる場合を指す（1 柱告示、自己資本比率規制に関する Q & A 第 6 条-Q 9）。

行うべき旨の決定（預金保険法第 126 条の 34 第 1 項第 2 号）の下、株主総会の特別決議に代わる許可を裁判所から得たうえで（預金保険法第 126 条の 13 第 1 項第 3 号）、預金保険機構が設立した特定承継金融機関等に対し、その事業等の譲渡を行う¹⁵¹⁶。

このとき、外部 TLAC 適格性を有する社債等に係る債務は、特定承継金融機関等が引き受けることなく、破綻持株会社が引き続き負担することが想定される。

④ 破綻持株会社の法的倒産手続

事業等の譲渡を行った破綻持株会社について、預金保険機構が法的倒産手続開始の申立てを行う。破綻持株会社は、再生型の法的倒産手続ではなく、清算型の法的倒産手続（具体的には破産手続）によって処理されることが想定される。

この場合、破綻持株会社の債権者（外部 TLAC 適格性を有する社債等の債権者を含む。）は、破産法等に従い破産財団の範囲で配当を受けるため、当該破産手続において損失を吸収することとなる。

Ⅲ. 現地当局としての金融庁の対応

Ⅱ. 4. (1) (ii) でも述べたとおり、TLAC 合意文書では、クロスボーダーでの破綻処理に対応するため、G-SIB グループのうち破綻処理対象会社の属する法域外において設立された主要な子会社に損失が生じた場合に、当該子会社の損失等を破綻処理対象会社に引き渡すための法的な確実性のある損失吸収力等を予め準備しておくことが求められている。

金融庁としても、今後、海外 G-SIBs の我が国の法令に準拠して設立された子会社のうち、国際合意を踏まえ、かかる損失吸収力等を備えておくことが必要と認められる先を別途指定し、規制を課していく方針である。

Ⅳ. TLAC 保有規制

TLAC 合意文書においては、G-SIBs の破綻時の危機伝播リスクを低減させるため、銀行等が TLAC 適格商品等を保有した場合の規制につき、バーゼル銀行監督

¹⁵ 主要子会社は、通常どおり営業を継続することを想定している。

¹⁶ 特定承継金融機関等は、国内処理対象会社に対する特定第二号措置に係る特定認定から原則として 2 年以内に、受皿となる金融機関等に対し、その事業等の譲渡を行うことが想定されている（預金保険法第 126 条の 37、第 96 条第 1 項、第 126 条の 3）。

委員会が検討を行う旨規定されている。これを受けてバーゼル銀行監督委員会は自己資本比率規制における取扱いの検討を進め、2016年10月、『TLAC保有』と題する最終合意文書¹⁷を公表した。

これは、バーゼル合意におけるいわゆるダブルギアリング規制（金融機関が他の金融機関の資本調達手段を保有することに対する規制）の拡張であり、例えばG-SIBsではない銀行等が、バーゼル合意上の規制自己資本に該当しない他行のTLAC適格商品を一定額以上保有する場合には、自行のTier2資本から所定の額を控除すべき旨等を規定することにより、銀行等によるTLAC適格商品の保有のインセンティブを減じることを目的としている。

金融庁としては、これを踏まえ、以下の方針に従って1柱告示を改正する方針である。

1. 国際統一基準行向け TLAC 保有規制

国際統一基準行が、本邦 TLAC 対象 SIBs の国内処理対象会社及び海外 G-SIBs の破綻処理対象会社の規制自己資本に該当しない外部 TLAC 適格性を有する商品（以下、「その他 TLAC 適格商品」という。）及び当該商品と債権の優先順位が同順位となる国内処理対象会社その他の破綻処理対象会社の発行する商品（以下、「同順位商品」といい、その他 TLAC 適格商品と併せて「保有規制対象商品」という。）を保有する場合には、2019年3月31日以降、原則として国際合意と同等の規制（一定額以上の保有分に係る Tier2 資本控除等）を適用する。

ただし、本邦 TLAC 対象 SIBs については、規制に対応するための資金調達構造の調整に一定の時間を要すると考えられることから、当該本邦 TLAC 対象 SIB の TLAC 規制適用開始日以降5年間は、TLAC 規制適用開始日において国際統一基準行が保有する同順位商品については、その保有を継続している場合に限り、保有規制対象商品から除外する取扱いとする¹⁸¹⁹。

2. 国内基準行向け TLAC 保有規制

¹⁷ <https://www.bis.org/bcbs/publ/d387.pdf>

¹⁸ 本取扱いは、同順位商品のみを対象とするものであるため、その他 TLAC 適格商品は原則どおり保有規制の対象となる。なお、同順位商品には、外部 TLAC 同様、社債のみならず借入れも含まれる。

¹⁹ したがって、TLAC 規制適用開始日が2019年3月31日となる金融機関が発行した同順位商品については2024年3月30日まで、TLAC 規制適用開始日が2021年3月31日となる金融機関が発行した同順位商品については2026年3月30日まで、それぞれの TLAC 規制適用開始日において国際統一基準行が保有する同順位商品が保有規制対象商品から除外されることとなる。

国内基準行に係る自己資本比率規制においては、国際統一基準行における Tier2 資本に相当する資本区分がないため、国際統一基準行とは別途の考慮が必要である。

現行のダブルギアリング規制との平仄も踏まえ、信用リスクの標準的手法の取扱いにおいて、2019年3月31日以降、大要、①自行コア資本対比5%以下相当分の保有規制対象商品の保有については、現行規制どおり金融機関向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトを適用する一方、②自行コア資本対比5%相当分を超える保有規制対象商品の保有については、当該超過分につき一律150%のリスク・ウェイトを適用することとする²⁰。

ただし、既に国内基準行が外部 TLAC 適格性を有する商品（本邦 TLAC 規制の下で外部 TLAC 適格となることが想定される商品を含む。）を一定量保有していることを踏まえ、市場に与える影響を抑制するため、既発行のその他 TLAC 適格商品（2019年3月31日において保有し、その保有を継続しているものに限る。）については保有量にかかわらず、2019年3月31日以降10年間は現行規制どおり金融機関向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトの適用を認めることとする。

また、本邦 TLAC 対象 SIBs について、当該本邦 TLAC 対象 SIB の TLAC 規制適用開始日以降5年間は当該本邦 TLAC 対象 SIB の同順位商品を保有規制対象商品から除外する取扱いについては、国際統一基準行の場合と同様である。

なお、上記方針は、バーゼル銀行監督委員会が2017年12月に公表したバーゼルⅢ最終規則文書における信用リスクの標準的手法の見直しが国内実施されるまでの取扱いに係るものであることに留意されたい²¹。

（注）その他、外部 TLAC 適格性を有する商品（その他 Tier1 資本調達手段・Tier2 資本調達手段を含む。）については、そのリスクや複雑性に鑑み、特に個人投資家（リテール）における適切な保有のあり方につき、国際的な議論の動向²²も踏まえ今後検討を進めていく方針である。

（以 上）

²⁰ ①②はいずれも保有先金融機関に対する議決権保有比率が10%以下であることを前提としている。

²¹ 信用リスクの標準的手法の見直しの国内実施以降も、国内基準行における既発行のその他 TLAC 適格商品（2019年3月31日において保有し、その保有を継続しているものに限る。）に係る10年間の経過措置については継続する方針である。

²² 一部の海外当局は、外部損失吸収力を有する商品につき、一般個人投資家の保有のインセンティブを抑制するため、最低額面金額の設定等を提案している。